

Tax & Business News

Tax, accounting, advisory and assurance newsletter May 2010

PRICEWATERHOUSECOOPERS

www.pwc.com/cz

If you are interested in receiving Tax & Business News, please contact Marie Čapková, marie.capkova@cz.pwc.com, +420 251 151 839.

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

今月号でご紹介しております「販促試供品に関する付加価値税の取扱い」については、多寡は異なれど多くの企業様に関連する話題です。欧州司法裁判所の最終判決を待たなければなりません、特に飲料、たばこ、医薬品業界などでは、大きな VAT 還付の可能性がありますのでご注目ください。

また、その他掲載記事につきましてご興味がございましたら、野村までお問い合わせさせていただきますと幸いに存じます。

敬具

プライスウォーターハウスクーパース
中東欧日本企業部 野村 雅士

msashi.nomura@cz.pwc.com

TEL: +420 251 152 280

Mobile: +420 724 373 648

販促試供品に関する付加価値税の取扱い

欧州司法裁判所は販促試供品の無償提供に関する EMI グループの裁判 (C-581/08) において見解を表明しました。EMI グループは、販売に影響を持つ放送メディア関係者等に無償で製品を配布していましたが、裁判の論点は、

- 試供品 (Sample=販促を目的として無償で提供される物品) および
- 寄贈品 (Gift=販促を目的として提供される試供品以外の物品)

が付加価値税の対象となるか否かです。

欧州司法裁判所は、試供品に該当するための要件を以下のように結論付けています。

- 販売促進を目的として供給される
- 実際あるいは潜在的な顧客、あるいは製品の市場におけるプレゼンスに影響を与える人に提供される
- 製品の評価ができるよう特性、品質を例示する

さらに、加盟国は寄贈品等の解釈に一定の制限を設けることは認められるが、特段の目的なく、付加価値税の免除取扱いに影響を与えるほどの制限を設けることはできないとの見解を示しています。

この見解が最終的に判決において支持された場合には、多くの企業に影響が及ぶものと考えられます。寄贈品・試供品に関して、付加価値税を過剰計上していた場合、あるいは、仕入付加価値税としての控除を行っていなかった企業は、各国税制における税務上の時効に応じて、還付請求の可能性が生じると考えられます。

太陽光発電の固定価格買取制度の改訂

国会は太陽光発電による電力の固定買取価格を 5% 引下げる法案を承認しました。これにより、チェコにおける太陽光発電事業の収益性は減少することとなりますが、チェコの固定買取価格は依然ドイツの 2 倍の水準となっており、太陽光発電事業ブームは継続すると考えられます。現在の買取価格の適用を希望する場合は、年末までに事業を開始 (送配電網へ接続) する必要があります。

主な改訂内容は以下の通りです。

- 固定買取価格の 5% 引き下げ
- 新電源の送配電網への接続に関する要件の厳格化 (事業開発計画の提出、予約金の支払など)
- 一定以上の変換効率を有する発電パネルのみを対象とする

これらの改定は、2011 年以降開始の発電事業を対象としています。一方で、進捗が滞っている太陽光発電プロジェクトが散見されることから、これらのプロジェクトの年内事業開始を促進する意図もあるものと見られます。

EUにおける電子請求書の簡素化

欧州委員会は新たな「電子請求書指令」の草案について合意し、審議採択のために欧州議会へ回送しました。採択されれば、2013年1月より有効となります。

当指令は、電子請求書の活用推進と企業の管理負担削減を目的としており、現行の制約や法令遵守義務を刷新することで、紙面による請求書と同等の取り扱いを導入しようとするものです。電子請求書の活用を阻害している主な要請事項は、

- 請求書の受領者が電子請求書の活用に合意していること
- 真正かつ判読可能な文書の保存期間中にわたる保全が保証されること

が挙げられます。新指令は、電子請求書作成に活用されるべき特定の手法を規定していませんが、適格電子署名あるいは同等の認証システムを例示しています。